

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援内容
及び申請様式等に関する要項

〔 令和 7 年 1 月 9 日 〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程（令和 2 年規程第 29 号。以下「ベンチャー支援規程」という。）第 3 条、第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、支援の申請書の様式、支援内容、支援又は不支援の通知書の様式及び支援の決定の取消通知書の様式について必要な事項を定める。

(大学発ベンチャーの支援内容)

第 2 条 ベンチャー支援規程第 7 条第 2 項に基づき、学長は、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じ、本学の管理運営及び研究内容に支障のない範囲において、教育実践研究推進本部（以下「推進本部」という。）の審査を経て、以下の各号に定める支援を決定するものとする。ただし、第 3 号から第 5 号の支援については、企業又は法人からの希望に基づくものとする。

- (1) 企業等に「東京学芸大学発ベンチャー」の名称を付与すること。
- (2) 学芸ポータルにおいて、企業等が開催するイベント等の告知を行うこと。
- (3) 学長が、大学発ベンチャー設立の経緯等を勘案し、特に認める場合において、本学の施設・設備を有償又は無償にて使用することを認めること。
- (4) ベンチャー支援規程第 5 条に定める支援期間内に限り、大学発ベンチャーの登記住所を大学の住所とすることを認めること。
- (5) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を設けること。

2 学長は、前項の支援を決定した後、本学の管理運営及び研究内容等に支障が生じるおそれがあると認める時は、推進本部の審査を経て、支援の全部又は一部を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本学の管理運営及び研究内容等に直ちに支障が生じるおそれのある場合には、教育実践研究推進本部長（以下「本部長」という。）の決定により、支援の全部又は一部を停止することができる。なお、本部長の決定により支援の全部又は一部を停止した場合は、推進本部及び学長に報告するものとする。

(申請様式等)

第 3 条 ベンチャー支援規程第 3 条、第 8 条第 1 項及び第 13 条第 2 項で定める様式については、別紙様式 1 から別紙様式 4 のとおりとする。

(規程の改廃)

第4条 この要項の改廃は，教育実践研究推進本部会議の議を経て学長が定める。

附 則

この要項は，令和7年1月9日から施行する。

大学発ベンチャー支援申請書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学

学長 殿

申請企業又は法人の代表者名

本学での所属

住所

Tel

E-mail

関与教員 所属

職・氏名

下記のとおり、大学発ベンチャーの支援を申請します。

なお、支援を許可されたうへは、国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程及び本学関連規則等を遵守することを誓約します。

記

1. 支援希望内容

(1) 「東京学芸大学発ベンチャー」の名称使用

(2) 学芸ポータルにおいて、開催するイベント等の告知を行うこと

(3) 本学施設・設備の使用（＊1）

☐ 希望無

☐ 希望有

希望する施設・設備：

その理由・経緯：

＊1 なお、イベント等での施設・設備の借用については、別途大学の所定手続きに基づき申請します。

- (4) 本学施設の使用許可期間中に限り、登記住所を大学の住所とすること
- ☐ 希望無
- ☐ 希望有
- (5) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を受けること
- ☐ 希望無
- ☐ 希望有
- 内容、知的財産権等：

2. 支援希望期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 添付書類

- (1) 大学発ベンチャー申請に至るこれまでの経緯に関する書類
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 定款
- (4) 企業等の概要
- (5) 事業計画
- (6) (設立の準備を行っている場合) 準備の状況、設立時期の目途
- (7) 活用する知的財産権又は研究成果等の概要、事業との関連
- (8) (7) と事業との関連を示す資料
- (9) その他本部長が特に必要と認めた資料等

※ 「1. 支援希望内容」に記載する希望事項は、別紙添付可とします。

ただし、審査の結果、希望に添いかねる場合もありますので、ご承知おきください。

※ 国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程第10条に定めるとおり、大学発ベンチャーの支援を受けたことによって生じた損失及び損害について、本学はいかなる法的責任も負わないものとします。

大学発ベンチャーへの支援決定通知書

年 月 日

様

国立大学法人東京学芸大学
学長

年 月 日付で申請のあった大学発ベンチャー支援について、下記のとおり支援を決定したので通知する。

記

1. 支援決定内容

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

2. 支援期間

年 月 日 から 年 月 日

3. その他

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程及び本学関連規則等を遵守すること。

不支援決定通知書

年 月 日

様

国立大学法人東京学芸大学
学長

年 月 日付で申請のあった大学発ベンチャー支援について、申請内容を慎重に審議した結果、下記の理由に基づき不支援を決定したので通知する。

記

(理由)

大学発ベンチャーへの支援の決定の取消通知書

年 月 日

様

国立大学法人東京学芸大学
学長

大学発ベンチャー支援について、下記のとおり取消しを決定したので通知する。

記

(取消年月日)

(理由)